

点検・整備の徹底は トラック運送事業者の責務です！

自動車点検整備推進運動
平成26年
9月1日～10月31日
強化月間



トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在です。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、特に、車輪脱落事故や車両の不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められています。また、トラック運送事業者には、日常点検及び定期点検整備の実施が義務付けられていますが、その実施状況は必ずしも十分ではありません。

このため、9月、10月を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底してください。

大型自動車を50両以上保有する事業者の方へ
〔重点点検〕の実施)

車両総重量8トン以上の事業用トラックを50両以上保有する事業者においては、別途、重点点検期間中（9月～11月）に定期点検を行う大型自動車について、「重点点検項目」の点検結果を各運輸支局等に報告する必要があります。



公益社団法人

全日本トラック協会 都道府県トラック協会

<http://www.jta.or.jp>

掲示用